

国・県の施策とあわせて、次のように市の支援策を実施いたします。
財政的に厳しい状況のなか、万全ではありませんが、ぜひ活用され、
頑張っていたきたいと思います。

見附市長 久住 時 男

制 度 名	支 援 の 概 要	申請の方法	担当課																	
被災者生活再建支援事業	半壊以上の被災者の生活再建のため、住宅の取り壊し、生活物資の購入などの費用に対して補助します。（金額は国・県合算額） <table><tr><td>全 壊</td><td>400 万円</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>200 万円</td></tr><tr><td>半 壊</td><td>50 万円</td></tr></table>	全 壊	400 万円	大規模半壊	200 万円	半 壊	50 万円	市住宅相談窓口（市役所 1 階）または災害対策本部に申し出のうえ、申請書を提出してください。	災害対策本部 TEL62-1700											
全 壊	400 万円																			
大規模半壊	200 万円																			
半 壊	50 万円																			
住宅応急修理支援事業	半壊以上の被災者の住宅を応急修理するもので、家屋を取り壊す場合および仮設住宅に入居する場合は対象となりません。また、工事は 12 月中に申込み業者への発注を行うことが必要です。（金額は国・県合算額）。 <table><tr><td>全 壊</td><td>160 万円</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>160 万円</td></tr><tr><td>半 壊</td><td>110 万円</td></tr></table>	全 壊	160 万円	大規模半壊	160 万円	半 壊	110 万円	市住宅相談窓口（市役所 1 階）または災害対策本部に申し出のうえ、申請書を提出してください。また、市指定建築関係業者に工事の依頼などを行うことが必要です。												
全 壊	160 万円																			
大規模半壊	160 万円																			
半 壊	110 万円																			
災害弔慰金	災害により死亡した方の遺族の方に対して弔慰金を支給します。	申請の必要はありません。																		
災害援護資金貸付金	被災を受けた世帯主に対して 350 万円を限度に被災世帯の生活の建て直しに資するための貸し付けを行います。利率：3 % / 据置期間：3 年（据置期間は無利子） / 返済期間：10 年	企画調整課の窓口申請してください。																		
証明手数料の減免	被災された方が災害に関連して利用される被災証明・所得証明・住民票・印鑑証明の手数料を減免します。（17 年 3 月 31 日まで実施）。	被災証明・所得証明 → 税務課 住民票・印鑑証明 → 市民生活課 それぞれの窓口で随時対応しています。																		
固定資産税・都市計画税の減免（土地・家屋・償却資産）	災害による被害の程度により、今年度の納期が未到来のものおよび平成 17 年度の税負担を軽減します。 <table><tr><td>被害程度</td><td>減 免</td></tr><tr><td>全 壊</td><td>10 分の 10</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>10 分の 8</td></tr><tr><td>半 壊</td><td>10 分の 6</td></tr></table>	被害程度	減 免	全 壊	10 分の 10	大規模半壊	10 分の 8	半 壊	10 分の 6	税務課の窓口申請書を提出してください。	税務課 資産税係 TEL内線 126 民税係 TEL内線 121									
被害程度	減 免																			
全 壊	10 分の 10																			
大規模半壊	10 分の 8																			
半 壊	10 分の 6																			
市民税の減免	災害による被害の程度により今年度の納期が未到来の税の負担を軽減します。 <table><tr><td>被害区分</td><td>所得区分</td><td>減 免</td></tr><tr><td rowspan="3">全 壊</td><td>500 万円以下</td><td>全 額</td></tr><tr><td>750 万円以下</td><td>2 分の 1</td></tr><tr><td>1,000 万円以下</td><td>4 分の 1</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊 半 壊</td><td>500 万円以下</td><td>2 分の 1</td></tr><tr><td>750 万円以下</td><td>4 分の 1</td></tr><tr><td>1,000 万円以下</td><td>8 分の 1</td></tr></table>	被害区分	所得区分	減 免	全 壊	500 万円以下	全 額	750 万円以下	2 分の 1	1,000 万円以下	4 分の 1	大規模半壊 半 壊	500 万円以下	2 分の 1	750 万円以下	4 分の 1	1,000 万円以下	8 分の 1	市役所 1 階ロビー特設窓口に申請してください。	
被害区分	所得区分	減 免																		
全 壊	500 万円以下	全 額																		
	750 万円以下	2 分の 1																		
	1,000 万円以下	4 分の 1																		
大規模半壊 半 壊	500 万円以下	2 分の 1																		
	750 万円以下	4 分の 1																		
	1,000 万円以下	8 分の 1																		
国民健康保険税の減免																				
解体住宅の廃棄物運搬費および処分費の負担免除	半壊以上の被害を受けた住宅の解体に伴い発生する廃棄物の運搬および処分費について全額市が負担するものです（解体経費は対象外）。	市民生活課（環境）の窓口申請してください。																		
国民健康保険医療費一部負担金の減免	住家被害が半壊以上の世帯の医療機関窓口での一部負担金（通常 3 割）を減免します。（期間は 10 月 23 日から 1 月 22 日まで） <table><tr><td>半壊以上</td><td>所得区分</td><td>減 免</td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>500 万円以下</td><td>全 額</td></tr><tr><td>750 万円以下</td><td>2 分の 1</td></tr><tr><td>1,000 万円以下</td><td>4 分の 1</td></tr></table> ※地震により障害者となった場合は 10 分の 9 減免	半壊以上	所得区分	減 免		500 万円以下	全 額	750 万円以下	2 分の 1	1,000 万円以下	4 分の 1	市民生活課（国保）の窓口申請してください。	市民生活課 市民係 TEL内線 143 環境係 TEL内線 171 国保年金係 TEL内線 141・151							
半壊以上	所得区分	減 免																		
	500 万円以下	全 額																		
	750 万円以下	2 分の 1																		
	1,000 万円以下	4 分の 1																		
老人保健医療費一部負担金の減免	住家被害が半壊以上の世帯における老人保健適用者の医療機関窓口での一部負担金（通常 1 割）を減免します。（期間は 10 月 23 日から 4 月 22 日まで） <table><tr><td>半壊以上</td><td>所得区分</td><td>減 免</td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>500 万円以下</td><td>全 額</td></tr><tr><td>750 万円以下</td><td>2 分の 1</td></tr><tr><td>1,000 万円以下</td><td>4 分の 1</td></tr></table> ※ 地震により障害者となった場合は 10 分の 9 減免	半壊以上	所得区分	減 免		500 万円以下	全 額	750 万円以下	2 分の 1	1,000 万円以下	4 分の 1									
半壊以上	所得区分	減 免																		
	500 万円以下	全 額																		
	750 万円以下	2 分の 1																		
	1,000 万円以下	4 分の 1																		

制 度 名	支 援 の 概 要	申請の方法	担当課																	
保育料の減免	地震により住家に半壊以上の被害を受けた場合に6か月間減免します。 <table><tr><td>全 壊</td><td>全額減免</td></tr><tr><td>大規模半壊 半 壊</td><td>2分の1減免</td></tr></table>	全 壊	全額減免	大規模半壊 半 壊	2分の1減免	各保育園に申請書を用意してあります。	健康福祉課 保健福祉 センター内													
全 壊	全額減免																			
大規模半壊 半 壊	2分の1減免																			
保育料の特例	地震で保育園が休園したことにより保育を受けられなかった期間を日割り計算で減額します。(10月25日から11月6日までの間の保育を受けられなかった期間)	申請の必要はありません。																		
乳幼児医療費の一部負担金の免除	地震により住家に半壊以上の被害を受け、一部負担金の負担が困難と認められる場合に、一部負担金相当額を免除します。(期間は6か月間)	健康福祉課窓口に申請してください。																		
介護保険料の減免	災害による被害の程度により今年度の納期が未到来の税の負担を軽減します。 <table><tr><th>被害区分</th><th>世帯総所得</th><th>減 免</th></tr><tr><td rowspan="3">全 壊</td><td>300万円以下</td><td>全 額</td></tr><tr><td>450万円以下</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>4分の1</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊 半 壊</td><td>300万円以下</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>450万円以下</td><td>4分の1</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>8分の1</td></tr></table>	被害区分	世帯総所得	減 免	全 壊	300万円以下	全 額	450万円以下	2分の1	1,000万円以下	4分の1	大規模半壊 半 壊	300万円以下	2分の1	450万円以下	4分の1	1,000万円以下	8分の1	市役所1階ロビー特設窓口に申請してください。	児童家庭係 介護保険係 いきいき健康係 TEL61-1350
被害区分	世帯総所得	減 免																		
全 壊	300万円以下	全 額																		
	450万円以下	2分の1																		
	1,000万円以下	4分の1																		
大規模半壊 半 壊	300万円以下	2分の1																		
	450万円以下	4分の1																		
	1,000万円以下	8分の1																		
居宅介護サービス費等・居宅支援サービス費の特例	地震により住家に半壊以上の被害を受けた場合で、世帯総所得1,000万円以下の方に対して、サービス費の一部負担金の負担割合を現行の10%から被害の程度に応じて8～0%に減免します。(12月分から翌年11月分まで)																			
上下水道料金の減免等	①12月～5月分の料金算定期間において、全く使用されなかった月は基本料金を免除します。 ②10月～12月分の料金の納期限を1か月延長します。	ガス上下水道局の窓口に申請してください。	ガス上下水道局 業務係 TEL内線 202・203・204 下水道課 TEL内線 213・214																	
ガスの灯外内管修繕費の負担	地震によりメーターから道路の境界までの宅地内配管(灯外内管)の修繕を行った場合、費用を市で負担します。	申請は不要です。																		
下水道受益者負担金の徴収猶予	11月30日納期限(第3期分)の徴収を平成17年5月31日まで猶予します。																			
ガス・水道の臨時仮設工事の費用を負担	地震により同一場所で応急的に使用するための臨時仮設工事を行う場合、12月31日までに申込みがあれば費用を市で負担します。	ガス上下水道局の窓口に申請してください。																		
漏水による上下水道料金の軽減	当該月分の水道使用量から前3か月の平均使用量を差し引いた水量の2分の1に係る料金を軽減。下水道は差し引き水量に係る使用料全額を軽減します。																			
ガス供給中止による料金の日割り計算	10月25日から11月3日までの10日分について11月のガスの基本料金を日割計算で算定します。	申請は不要です。																		
不況対策緊急融資(災害枠)	地震により経営に支障が生じている中小企業者に対して必要な資金を融資し、経営の安定を図るものです。 通常枠とは別に1,500万円(ただし豪雨災害と合わせて1,500万円が上限) / 利率: 年1.5%(信用保証付) / 据置期間: 2年 / 返済期間: 10年		市内金融機関または 産業振興課にご相談ください。 産業振興課 商工振興係 TEL内線 228 農業振興係 TEL内線 227																	
小企業特別融資・不況対策小企業特別融資	12月、1月、2月に限り借り替えを認めます。受付は随時行います。																			
見附市災害被災者復興住宅資金	被災者が見附市内に居住するために住宅の建設、購入、補修をするための資金を貸し付けるものです。 ▼住宅建築、購入、補修: 1,000万円以内 / 利率: 1.5%(固定) / 返済期間 15年以内 ▼土地の補修: 500万円以内 / 利率: 1.5%(固定) / 返済期間 15年以内																			
見附市地震被災者住宅復興資金貸付金利子補給制度	被災者住宅の復興に係る貸付金の利子の一部を補給するものです。 ▼住宅建築、購入: 1,100万円を限度として、利子の1.9%または1.0%を補給(5年間) ▼住宅の補修: 590万円を限度として、利子の1.9%または1.0%を補給(5年間)																			
農地災害復旧事業(国庫補助事業)	農地の災害復旧に係る費用について一定の割合を助成して事業を行うものです。対象: 1か所の事業費が40万円以上のもの																			
農地災害復旧補助金(市単独事業)	農地の災害復旧に係る費用について一定の割合を補助金支給するものです。対象: 1か所の事業費が40万円未満のもの																			
農業用施設災害復旧事業(国庫補助事業)	農業用施設の災害復旧に係る費用について一定の割合を補助して事業を行うものです。対象: 1か所の事業費が40万円以上のもの																			
農業用施設災害復旧事業(市単独事業)	農業施設の災害復旧について市が事業を行うものです。対象: 1か所の事業費が40万円未満のもの																			
農地復旧工事全般の支援	市では農地復旧工事の早期着手に向け、具体的内容を年末年始に予定されている農家組合長会議で説明する予定です。また、春の作付けが難しい水田の「集落間調整」等、関係団体と検討を進めております。																			
生活福祉資金特例貸付	被災者で当座の生活費を必要とする方に資金の貸し付けを行います。(申請期間は1月31日まで) 通常10万円以内 / 利率: 3% / 据置期間: 1年 / 返済期間 2年 ※特別と認められた場合は20万円まで貸し付けます。	社会福祉協議会へ申請してください。	社会福祉協議会 保健福祉 センター内 TEL61-1352																	

●住宅応急修理制度の工事完了期限を延長します。

「住宅応急修理制度」について、工事完了の期限はこれまで12月中とお知らせしておりましたが、県より「申込み・業者への発注を12月末までに行えば、工事の完了は本格的な降雪期まで延長を認める」との通知がありましたので、工事完了期限を延長いたします。なお、住家が半壊以上の被害を受け、修理を考えておられる方で、まだ住宅応急修理制度の申込みをされていない方は、一度、市役所1階特設相談窓口までお越しください。

●災害関連窓口の年末年始の対応について

市役所の通常業務は28日(火)で終了となりますが、市民生活課・税務課・被災者生活再建制度等の特設相談コーナーは、被災者の方々の利便を図るため、12月30日(木)まで延長して業務を行います(開設時間は午前8時30分から午後5時15分まで)。なお、年明けは1月4日から行います。